改正後

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
（略）	（略）	（略）
愛知県	（略）	（略）
	蒲郡市　新城市　額田郡幸田町　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	四パーセント級地
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

改正前

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
（略）	（略）	（略）
愛知県	（略）	（略）
	蒲郡市　新城市　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	四パーセント級地
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略） 雨竜郡幌加内町字清月	（略） 空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所	一級地
	雨竜郡幌加内町字幌加内四六九九の三	札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略） 雨竜郡幌加内町字清月	（略） 空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所 （新設）	一級地
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）